

六会日大前駅周辺地区
移動円滑化基本構想
道路特定事業計画書

平成23年12月

神奈川県藤沢土木事務所
藤 沢 市

目次

1	はじめに	3
2	整備目標年次	4
3	整備の基本方針	4
4	特定事業の種類	4
5	道路特定事業の実施	5
6	重点整備地区の設定	6
6-1	生活関連施設の現況	7
6-2	生活関連経路の設定	8
7	道路特定事業	10
7-1	路線番号1	11
7-2	路線番号2	12
7-3	路線番号3	13
7-4	路線番号4	14
7-5	路線番号5	15
7-6	路線番号6	16
7-7	路線番号7	17
7-8	路線番号8	18
7-9	路線番号9	19
7-10	路線番号10	20
8	参考資料（現況写真）	
	路線番号1	21
	路線番号2	22
	路線番号3	23
	路線番号4	24
	路線番号5	25
	路線番号6	26
	路線番号7	27
	路線番号8	28
	路線番号9	29
	路線番号10	30

1 はじめに

2000年(平成12年)11月「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」が施行され、市町村は一定規模の駅などの旅客施設を中心とした地区(重点整備地区)について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、バリアフリー化のための方針や実施する事業等を内容とする「基本構想」を策定できることとなりました。

本市においても、2002年(平成14年)に「交通バリアフリー法」及び藤沢市行政の基本指針である「ふじさわ総合計画2020」等をふまえ、「藤沢市交通バリアフリー化基本方針」を策定し、取り組むべき基本的な方向について定めてきました。

その中で、本市の拠点である藤沢駅及び湘南台駅周辺地区について、平成14年に「移動円滑化基本構想」を策定し、平成16年には具体的な整備指針を定めた「藤沢市移動円滑化基本構想に基づく道路特定事業計画書」を策定しました。

藤沢市では、この度、六会日大前駅周辺の徒歩圏を対象とした地区において、駅や周辺の道路、旅客施設、建築物等のバリアフリー化を推進するため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき「六会日大前駅周辺地区移動円滑化基本構想」を策定しました。

その中では、移動円滑化を実現するために必要な整備内容が示されており、道路管理者としては、基本構想に基づく道路特定事業計画を立案することが責務となっています。

よって、上記の背景を受け、道路特定事業計画の策定を行うものです。

2 整備目標年次

整備目標年次は、平成24年（2012年）から平成30年（2018年）を目標とします。

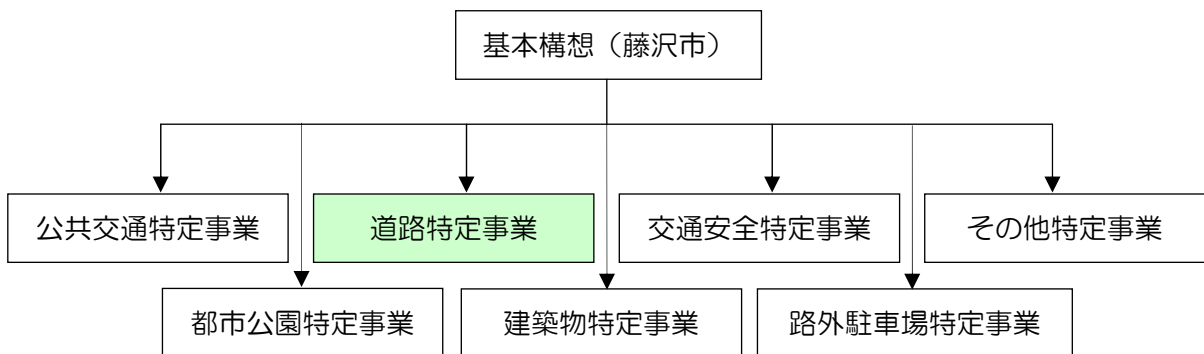
3 整備の基本方針

バリアフリー化事業の実施にあたっては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めた省令」、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」を順守し整備を進めます。ただし、地形条件等により基準に沿った整備が困難な場合については、可能な限り基準に適合するよう努めます。

4 特定事業の種類

表1 特定事業の種類

公共交通特定事業	特定旅客施設、特定車両の整備に関するもの
道路特定事業	道路における生活関連の整備に関するもの
交通安全特定事業	信号機等の整備、違法駐車対策等に関するもの
都市公園特定事業	都市公園におけるバリアフリーに関するもの
建築物特定事業	特別特定建築物におけるバリアフリーに関するもの
路外駐車場特定事業	路外駐車場におけるバリアフリーに関するもの
その他の事業	心のバリアフリーなど



5 道路特定事業の実施

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

第31条（道路特定事業の実施）

第25条第1項の規定により基本構想が作成されたときは、関係する道路管理者は、単独で又は共同して、当該基本構想に即して道路特定事業を実施するための計画（以下「道路特定事業計画」という。）を作成し、これに基づき、当該道路特定事業を実施するものとする。

- 2 道路特定事業計画においては、基本構想において定められた道路特定事業について定めるほか、当該重点整備地区内の道路において実施するその他の道路特定事業について定めることができる。
- 3 道路特定事業計画においては、実施しようとする道路特定事業について次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 道路特定事業を実施する道路の区間
 - 二 前号の道路の区間ごとに実施すべき道路特定事業の内容及び実施予定期間
 - 三 その他道路特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

第2条（特定道路）

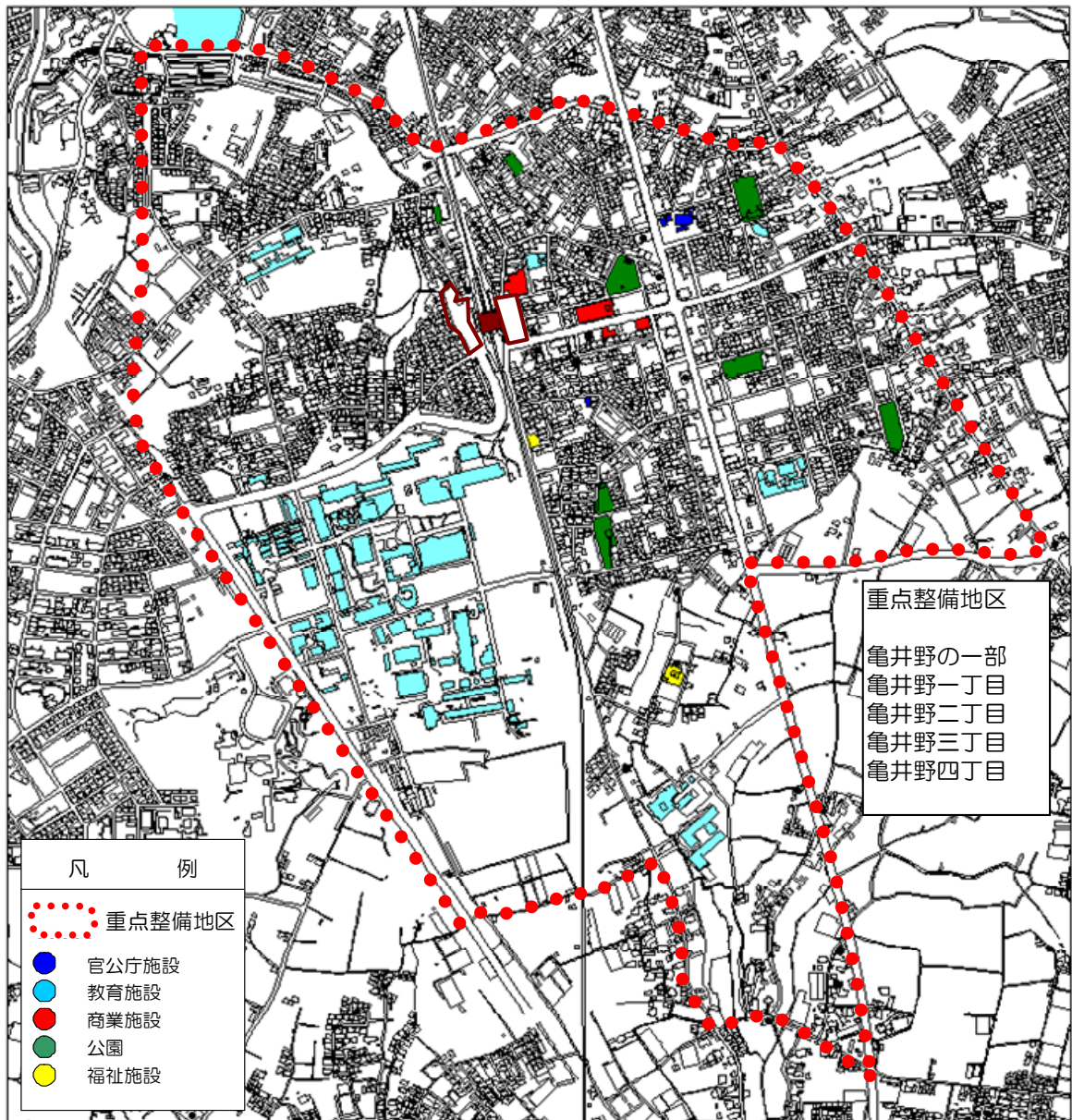
法第2条第9号の政令で定める道路は、生活関連経路を構成する道路法（昭和27年法律第180号）による道路のうち多数の高齢者、障がい者等の移動が通常徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものとする。

6 重点整備地区の設定

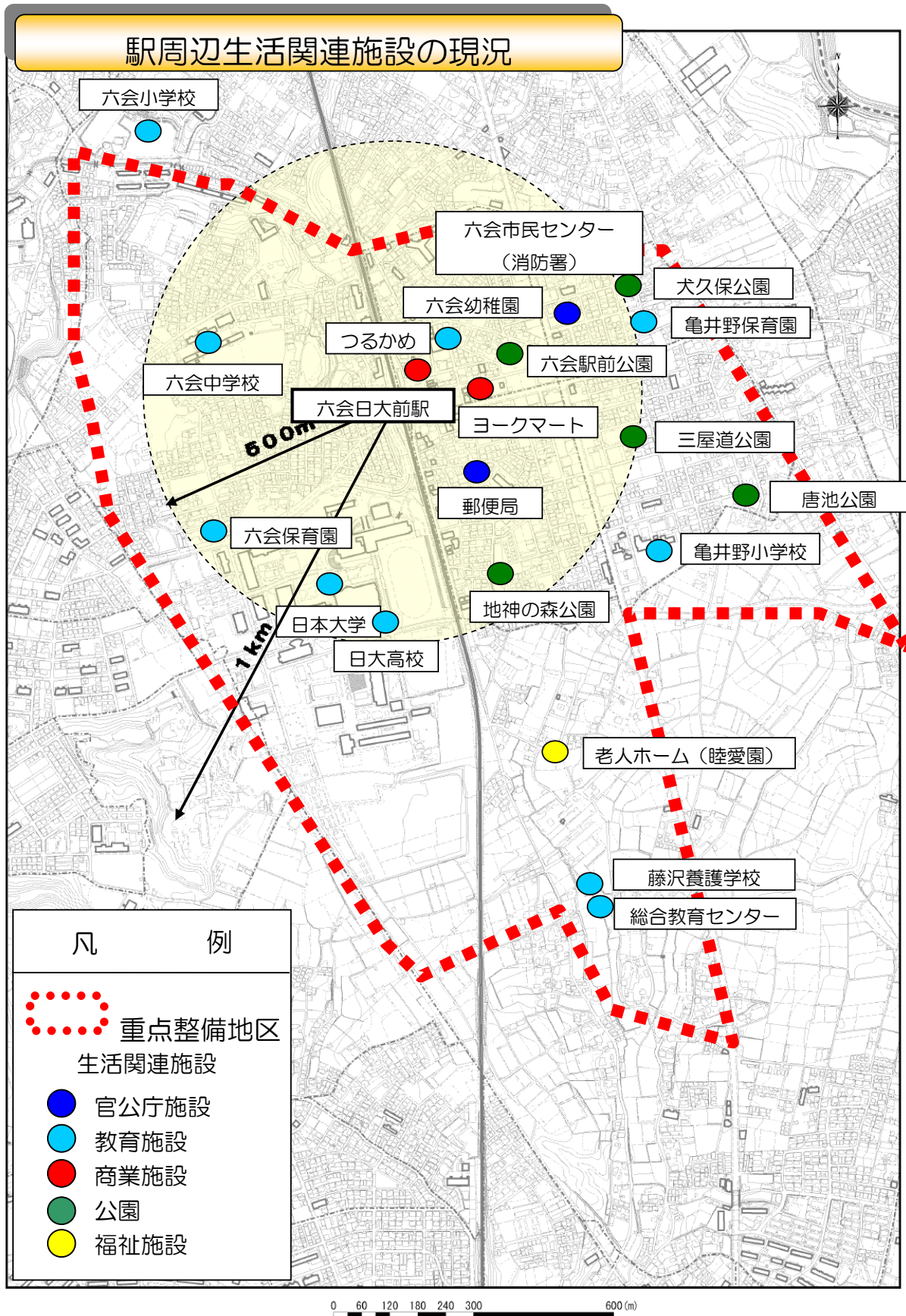
平成 23 年 1 2 月に策定された「六会日大前駅周辺地期移動円滑化基本構想」において設定した、重点整備地区は六会日大前駅を中心とした徒歩圏内（概ね半径 1 km 以内）に高齢者・身体障がい者等が利用する主要施設（官公庁、医療施設等）を含む区域を設定しました。区域境は主要な道路、河川、鉄道、町丁目境等を総合的に勘案して策定しました。重点整備地区の概要は以下の通りです。

・面積：1.86km² ・人口（平成 20 年 10 月）：1.13 万人（注）・人口密度：6,100 人/km²

出典：統計年報（平成 21 年度）「藤沢市」（注）自治会の一部が含まれる区域は面積により人口を按分した



6-1 生活関連施設の現況



6-2 生活関連経路の設定

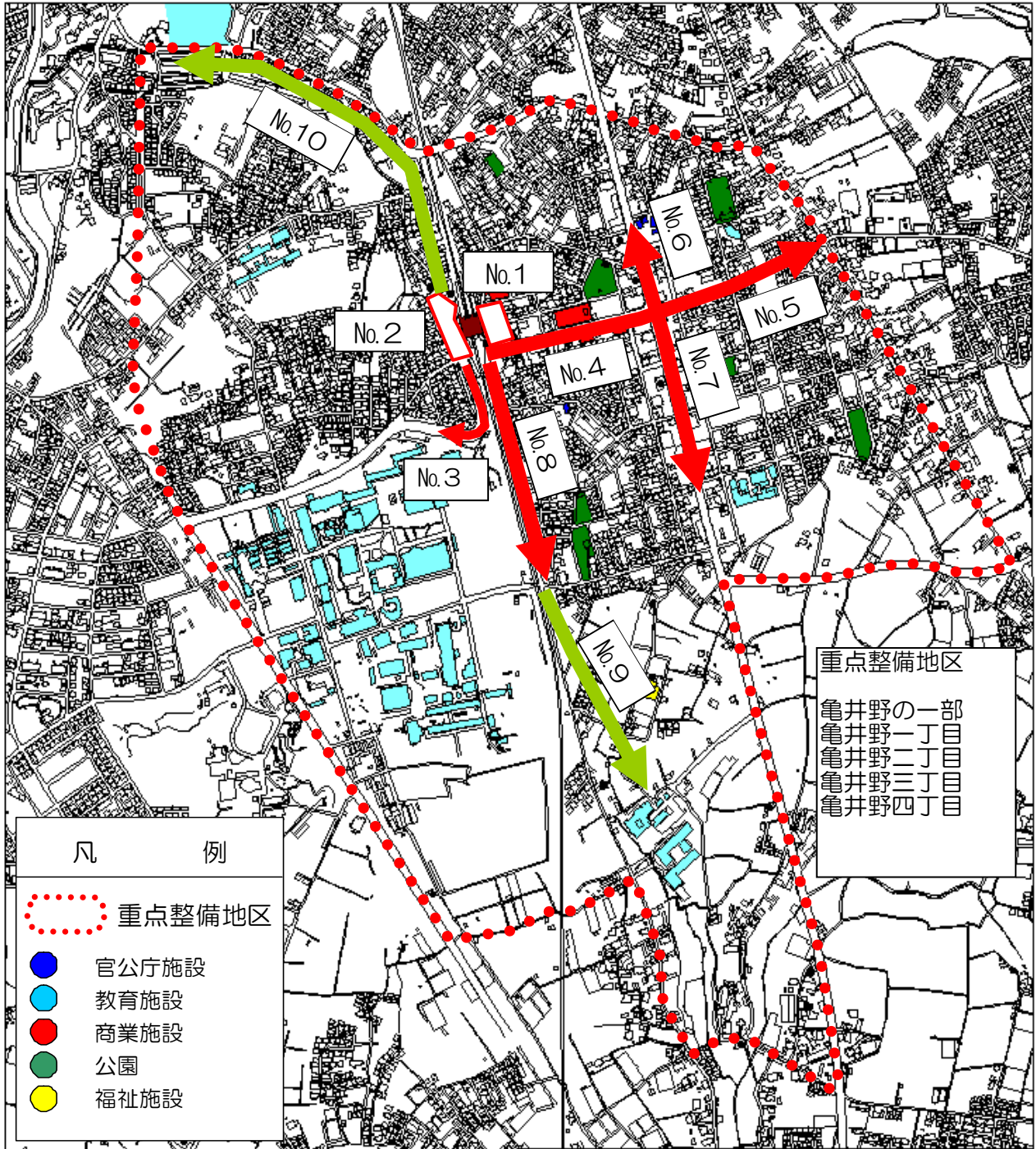
バリアフリー法では、旅客施設を含む生活関連施設間を結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化を重点的に整備していく経路について「生活関連経路」と位置づけ、道路特定事業等を実施することとなっています。また、整備にあたっては、可能な限り幅員や段差、勾配などを移動円滑化基準に適合させなければならないこととなっています。六会日大前駅周辺地区については、駅から六会市民センター相互間を結ぶ経路などについて、地域の骨格となる経路として特にバリアフリー化を図って行くこととし、以下のように設定しました。

※ 設定の基本的な考え方

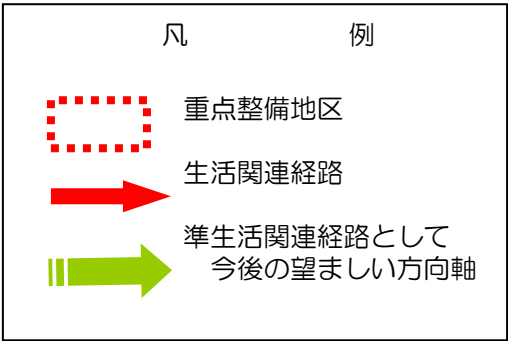
- ・ 駅から生活関連施設（多数の高齢者や身体障がい者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる施設）までの経路
- ・ 駅を中心として、日常、多くの人に使われており、地域の骨格となる経路

以上の条件より、六会日大前駅を中心に、動線となる生活関連経路の選定を行いました。選定した経路は以下の8本であり、総延長は2.12kmとなっています。また、中長期的な整備方針を示した経路として、「準生活関連経路」を2本設定しました。総延長は1.48kmとなっています。「準生活関連経路」については、道路特定事業などの短期的な整備は困難ですが、今後の望ましい方向軸を設定し、中長期的な展望を示します。

No.	経路	経由する 主な施設(経路)	延長	路線名	備考
1	六会日大前駅東口ロータリー		0.23km		生活関連経路
2	六会日大前駅西口ロータリー		0.12km		生活関連経路
3	六会日大前駅西口ロータリー～西口通り線(日大北門)		0.15km		生活関連経路
4	駅東口ロータリー～国道467号線交差点	ヨークマート	0.27km	六会駅東口通り線	生活関連経路
5	国道467号線交差点～旧町田県道		0.35km	六会駅東口通り線	生活関連経路
6	国道467号線～六会市民センター		0.17km	国道467号線	生活関連経路
7	国道467号線～亀井野小学校		0.40km	国道467号線	生活関連経路
8	駅東口ロータリー～六会2号踏切付近		0.43km	六会349号線	生活関連経路
9	六会2号踏切付近～藤沢養護学校		0.73km	六会375号線 他5路線	準生活関連経路
10	駅西口ロータリー～六会小学校	県道菖蒲沢戸塚線	0.75km	六会1号線 他1路線	準生活関連経路



重点整備地区：バリアフリー化を実施する地区
 生活関連経路：主動線として重点的に整備バリアフリー化を図る道路
 準生活関連経路：今後の望ましい方向軸



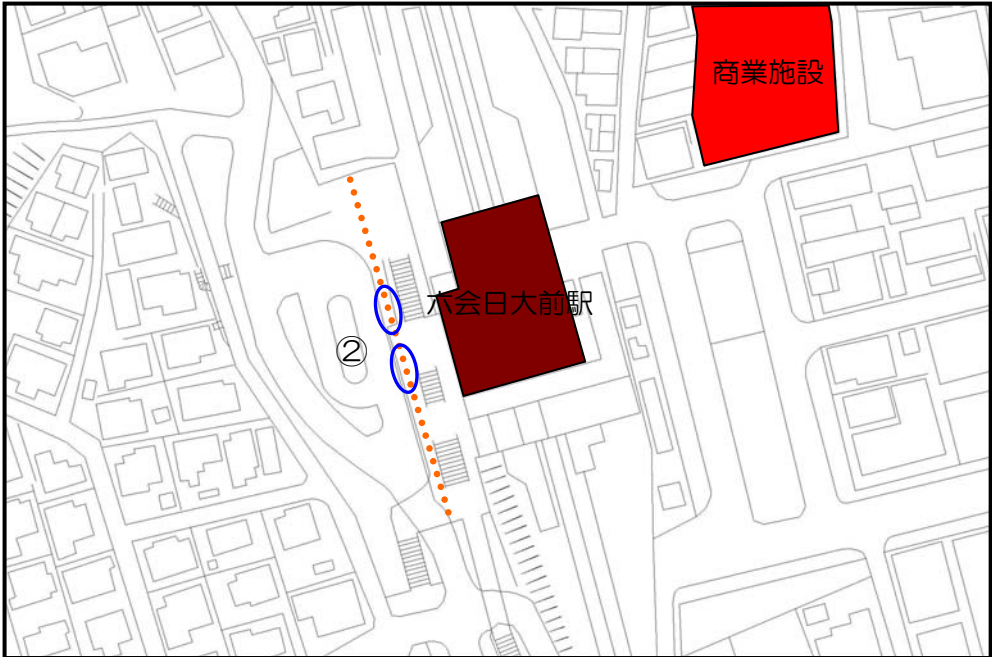
7 道路特定事業

整備方針及び路線別の整備概要に基づき、事業計画の策定を行った。次頁以降に路線別の事業計画を示す。

7-1 路線番号1 (生活関連経路)

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	六会駅東口通り線 (東口ロータリー) (生活関連経路)		
事業区間	東口ロータリー		
延 長	0.23km		
2. 事業予定年度			
着 手	平成24年度予定	完 了	平成24年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの見直し	m	230
②	歩道の段差、勾配の改善	m	230
③	横断歩道の勾配改善	箇所	1
④	支障物件の整理	全体	
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
<p>駅の玄関口であり、歩行者、自転車の交通量が多い路線であるため安全対策の徹底を図る。また、沿道には店舗等があるため、工事施工の際には関係者との調整が必要になる。</p>			
5. 位置図			
			

7-2 路線番号2（生活関連経路）

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	六会1号線（駅西口ロータリー）（生活関連経路）		
事業区間	西口ロータリー		
延 長	0.12km		
2. 事業予定年度			
着 手	平成25年度予定	完 了	平成25年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの見直し	m	120
②	歩道舗装打ち換え	m ²	1,070
③	車両停車施設の横断勾配改善	箇所	2
④	支障物件の整理	全体	
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
駅の玄関口であり、コミュニティバス乗り場、タクシー乗り場などがあることから、安全対策の徹底を図る。			
5. 位置図			
			

7-3 路線番号3 (生活関連経路)

1. 事業区間			
管理者	藤沢市		
路線名	西口通り線 (生活関連経路)		
事業区間	西口ロータリー～日本大学北門		
延長	0.15km		
2. 事業予定年度			
着手	平成25年度予定	完了	平成25年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	150
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
5. 位置図			
			

7-4 路線番号4（生活関連経路）

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	六会駅東口通り線（生活関連経路）		
事業区間	東口ロータリー～国道467号線交差点（六会日大前駅入口）		
延 長	0.27km（両側歩道）		
2. 事業予定年度			
着 手	平成26年度予定	完 了	平成26年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	540
②	歩道の段差、勾配の改善	m	540
③	自転車走行環境の整備	m	540
④	支障物件の整理	全体	
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
沿道には店舗が多く、歩行者、自転車利用者も多いため、安全面での注意を特に必要とする路線である。また、工事施工の際には関係者との調整が必要になる。			
5. 位置図			
			

7-5 路線番号5（生活関連経路）

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	六会駅東口通り線（生活関連経路）		
事業区間	国道467号線交差点（六会日大前駅入口）～旧町田県道		
延 長	0.35km（両側歩道）		
2. 事業予定年度			
着 手	平成27年度予定	完 了	平成28年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事 業 量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	700
②	歩道の段差、勾配の改善	m	700
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
5. 位置図			
			

7-6 路線番号6（生活関連経路）

1. 事業区間			
管 理 者	神奈川県（藤沢市）		
路 線 名	国道467号線（六会104号線）		
事業区間	国道467号線交差点（六会日大前駅入口）～六会市民センター		
延 長	0.17km		
2. 事業予定年度			
着 手	平成29年度予定	完 了	平成29年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	170
②	支障物件の整理	m	170
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
5. 位置図			
<p>The map shows a street grid. A blue square is labeled '六会市民センター'. A green polygon is labeled '六会駅前公園'. A red dotted line follows a street labeled '六会104号'.</p>			

7-7 路線番号7（生活関連経路）

1. 事業区間			
管 理 者	神奈川県		
路 線 名	国道467号線		
事業区間	国道467号線交差点（六会日大前駅入口）～亀井野小学校		
延 長	0.40km（両側歩道）		
2. 事業予定年度			
着 手	平成30年度予定	完 了	平成30年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事業量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	800
②	支障物件の整理	m	800
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
沿道には店舗等があるため、工事施工の際には関係者との調整が必要になる。			
5. 位置図			

7-8 路線番号8 (生活関連経路)

1. 事業区間			
管 理 者	藤沢市		
路 線 名	六会349号線 (生活関連経路)		
事業区間	東口ロータリー～六会2号踏切		
延 長	0.43km		
2. 事業予定年度			
着 手	平成29年度予定	完 了	平成29年度予定
3. 事業内容			
箇所番号	整備の内容		事 業 量
①	視覚障がい者誘導用ブロックの設置	m	430
②	歩道の段差、勾配の改善	m	430
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項			
藤沢養護学校の通学路に指定されているため、工事施工の際には注意を払う必要がある。			
5. 位置図			

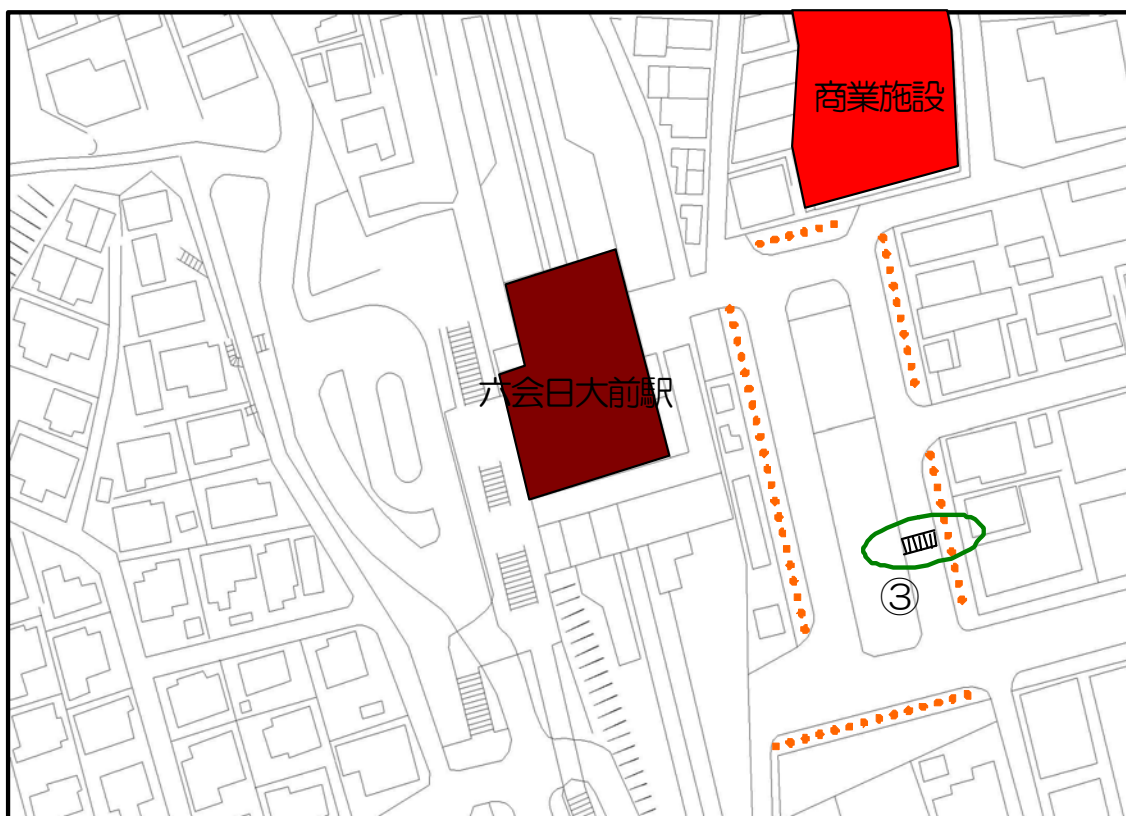
7-9 路線番号9（準生活関連経路）

1. 事業区間	
管理者	藤沢市
路線名	六会375号線他5路線（準生活関連経路）
事業区間	六会2号踏切～藤沢養護学校・総合教育センター
延長	0.73km
2. 事業予定年度	
着手	完了
3. 今後の望ましい方向軸	
<p>本路線については、狭隘道路が多く、歩道も未整備であることから、移動円滑化の基準を満たすことは困難な経路であるが、藤沢養護学校の通学路に指定されているため、交通安全対策などを実施することで、歩行者の安全確保を図る。</p>	
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項	
<p>各施設の利用者の意見を聞くとともに、必要に応じてまちあるきなどを実施する。</p>	
5. 位置図	
<p>The map displays a route marked with a dashed orange line. Key locations are labeled: 日本大学藤沢高等学校 (Rikkyo University Fujisaki High School) on the left, 老人ホーム (Nursing Home) in the center, 総合教育センター (Comprehensive Education Center) at the bottom, and 藤沢養護学校 (Fujisaki Nurturing School) at the bottom right. A scale bar at the bottom indicates distances from 0 to 300 meters.</p>	

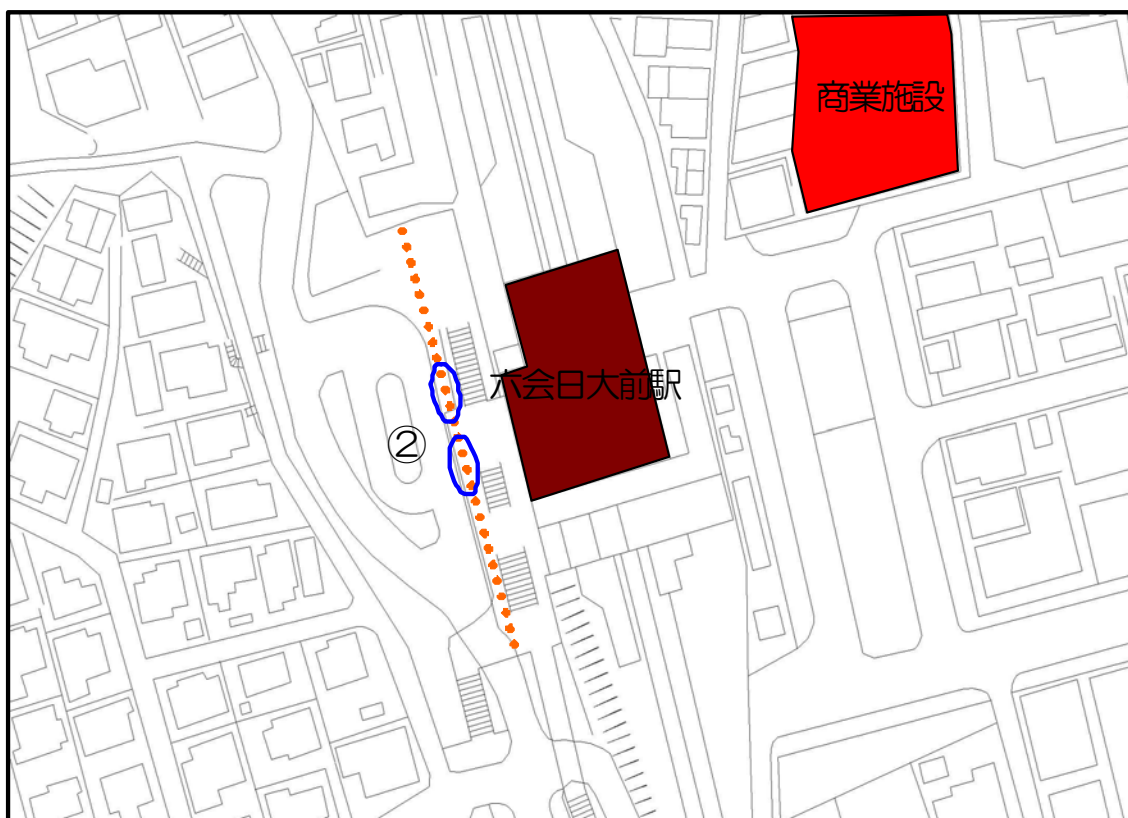
7-10 路線番号10 (準生活関連経路)

1. 事業区間	
管 理 者	神奈川県 (藤沢市)
路 線 名	菖蒲沢戸塚線 (六会 1 号線他 1 路線) (準生活関連経路)
事業区間	西口ロータリー～六会小学校
延 長	0.75 km
2. 事業予定年度	
着 手	完 了
3. 今後の望ましい方向軸	
<p>菖蒲沢戸塚線については、既に沿道利用がされていることから、新たに歩道を新設、拡幅するなどの対応は困難であるが、歩道の老朽化などの機会を捉え、修繕時には可能な限り平坦性を確保することで、歩行者の安全確保に努める。六会 1 号線他 1 路線については、歩道が未整備であることから、移動円滑化の基準を満たすことは困難な経路であるが、小学校の通学路に指定されているため、交通安全対策などを実施することで、歩行者の安全確保を図る。</p>	
4. 事業実施に際し配慮すべき重要事項	
5. 位置図	

路線番号 1 六会駅東口通り線（東口ロータリー）（生活関連経路）



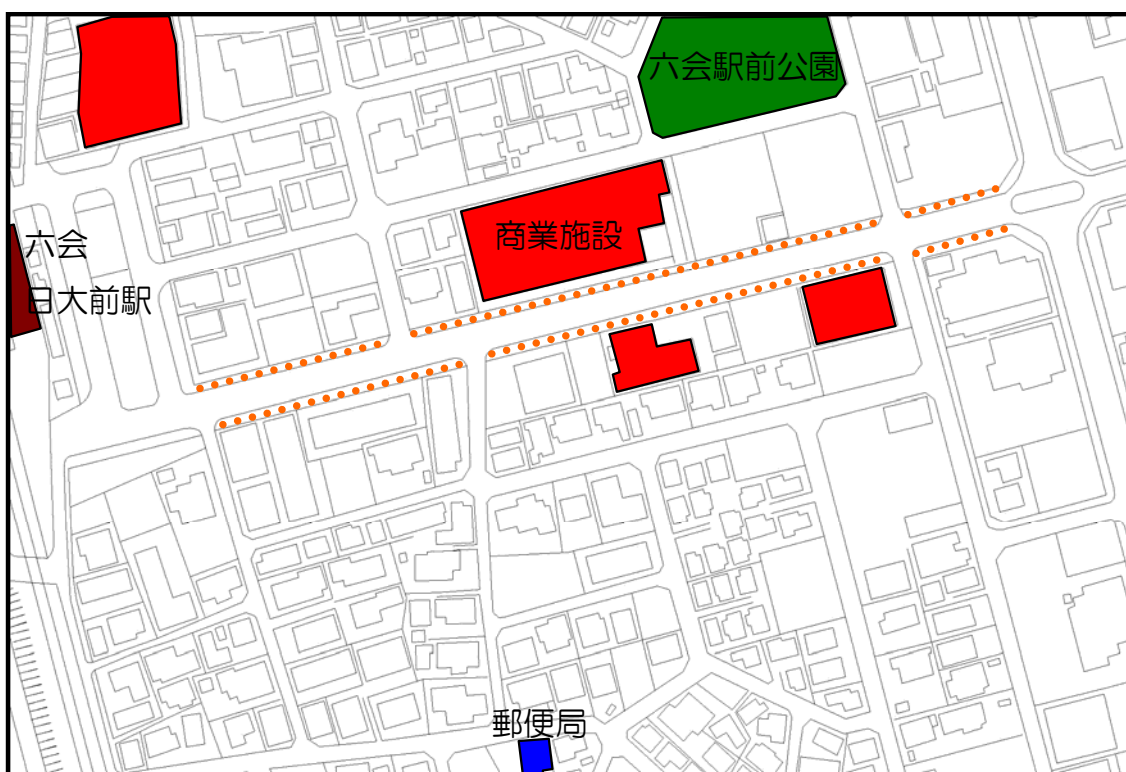
路線番号2 六会1号線(駅西口ロータリー)(生活関連経路)



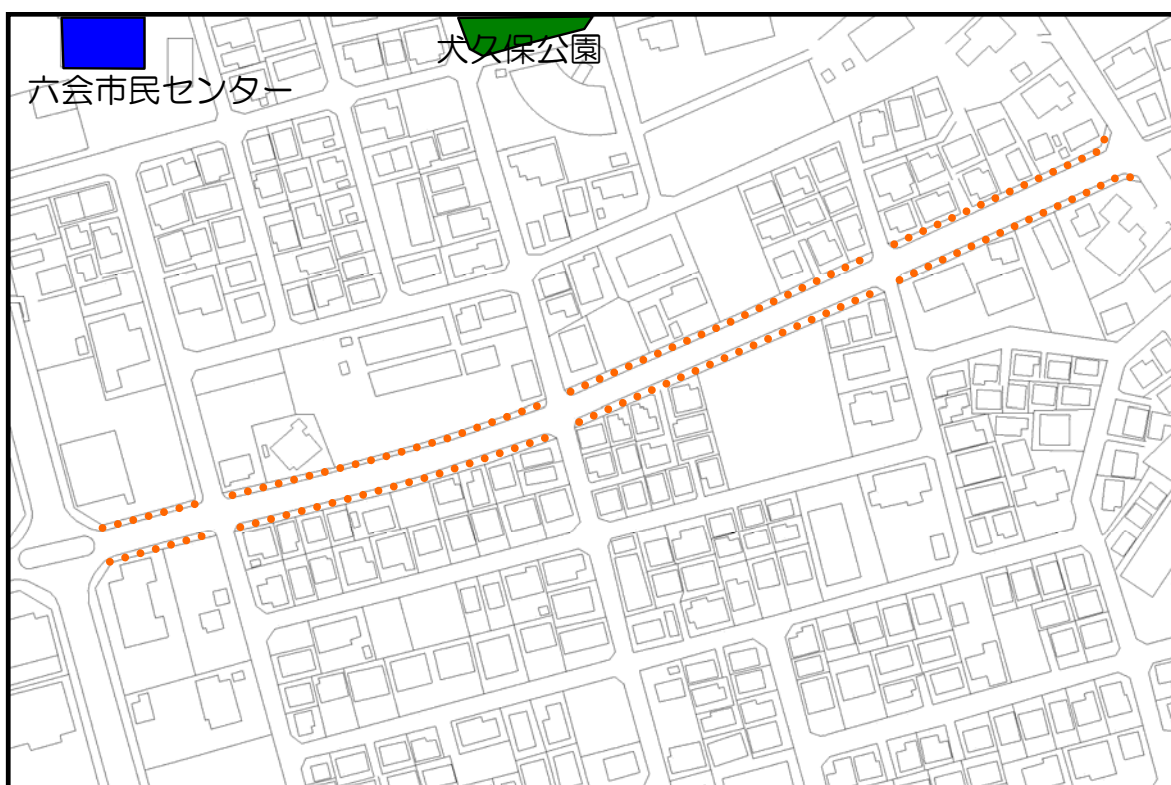
路線番号3 西口通り線（生活関連経路）



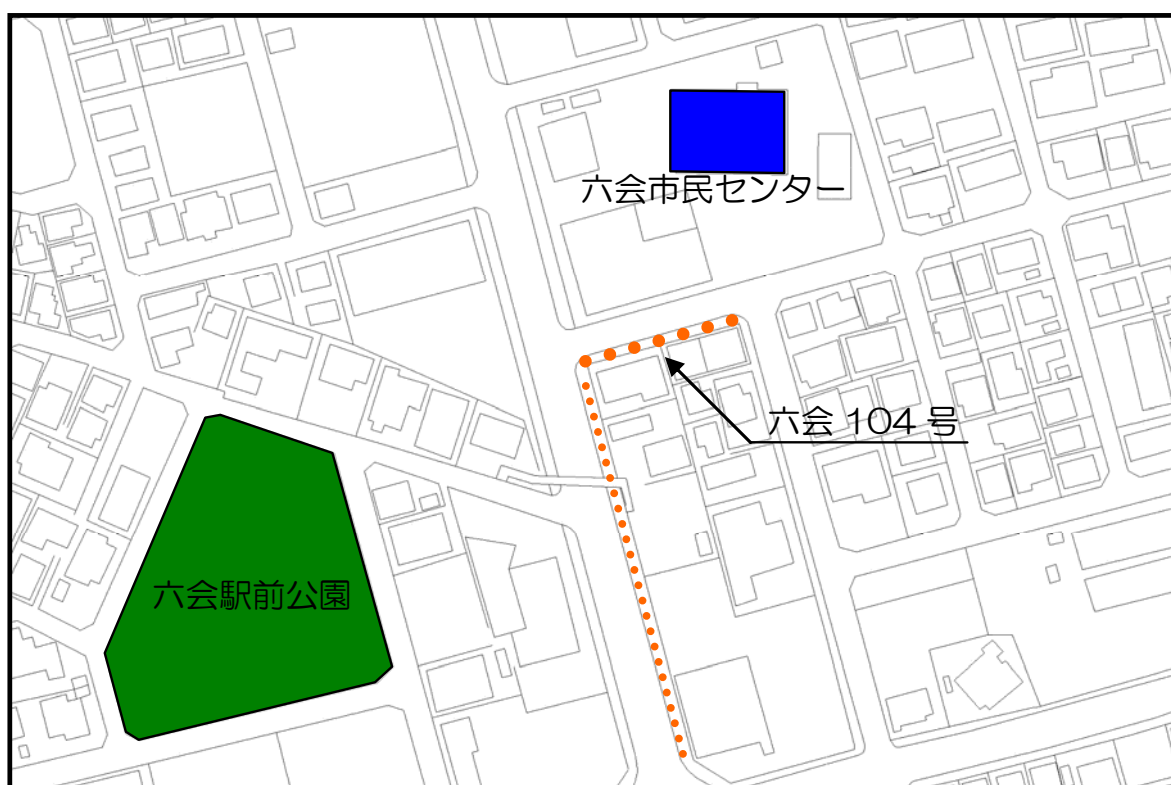
路線番号4 東口通り線（生活関連経路）



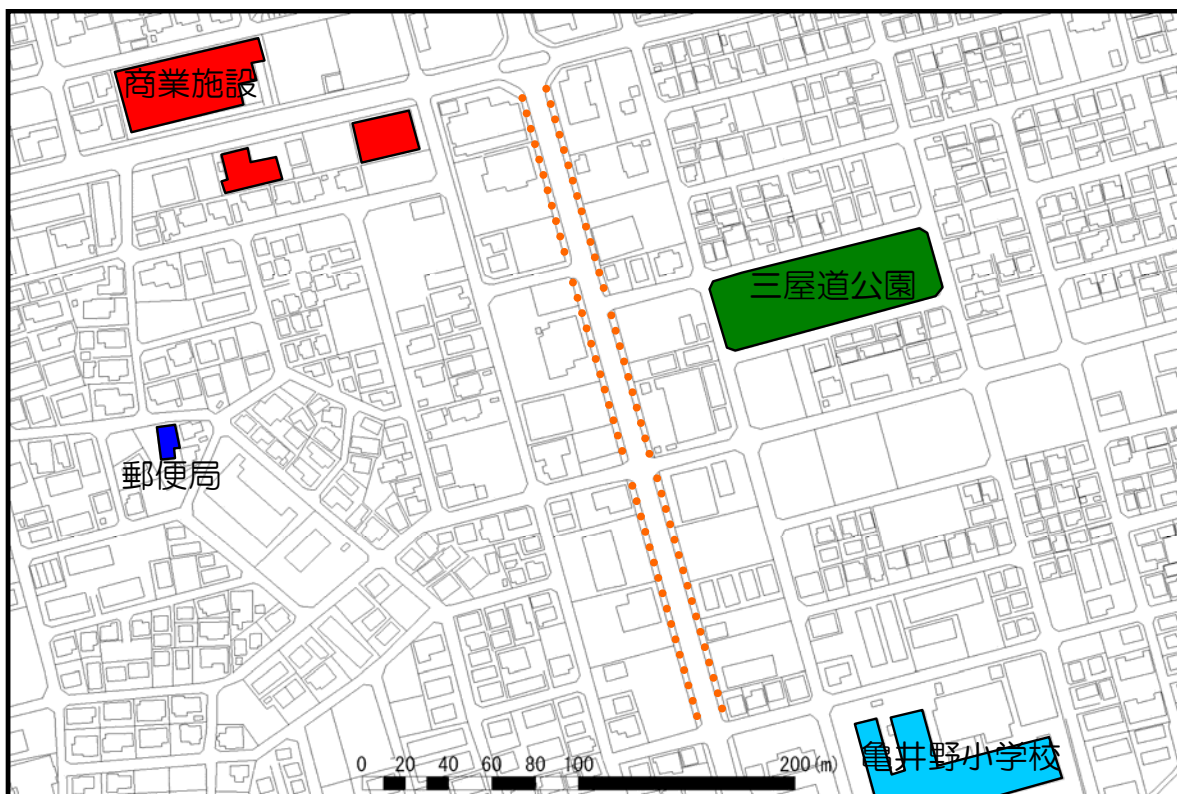
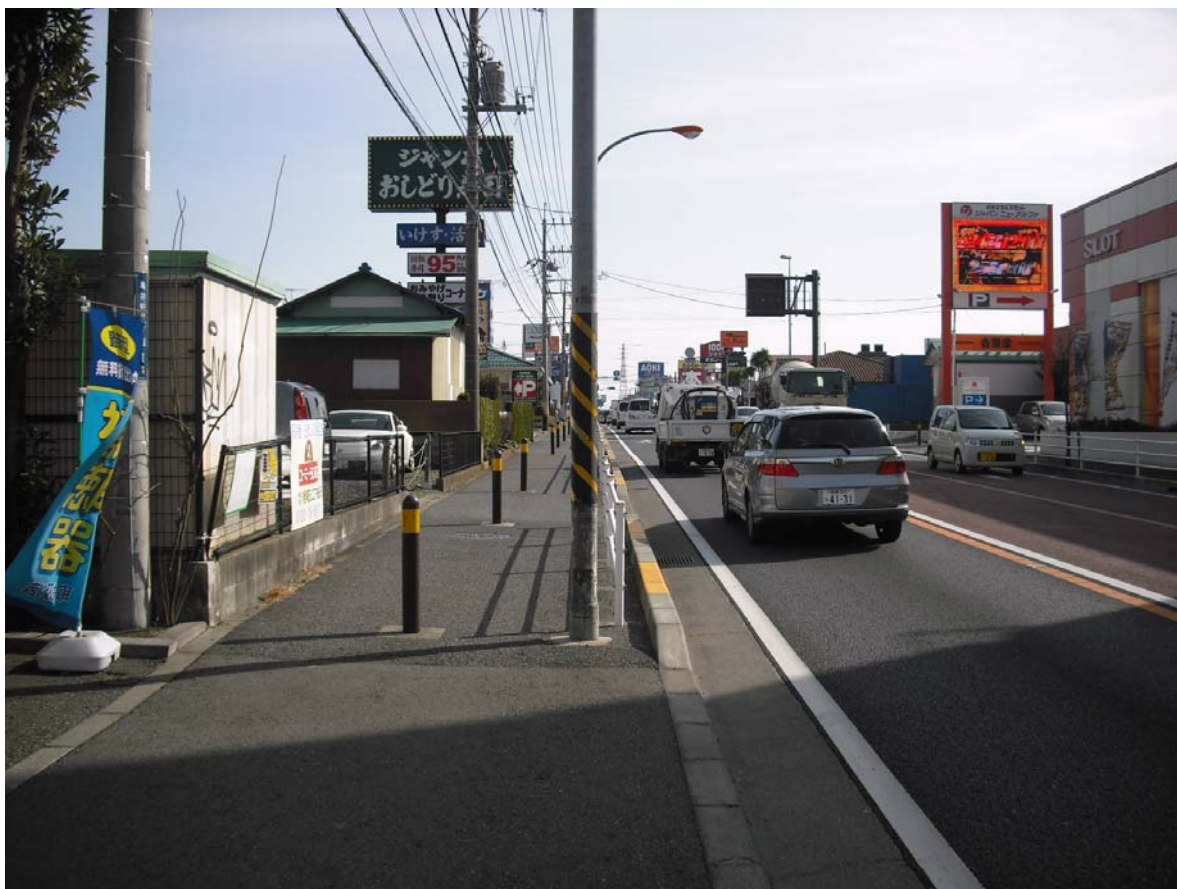
路線番号5 東口通り線（生活関連経路）



路線番号 6 国道 467 号線 (六会 104 号線)



路線番号 7 国道 467 号線



路線番号8 六会349号線（生活関連経路）



路線番号9 六会375号線他5路線(準生活関連経路)



路線番号10 菖蒲沢戸塚線（六会1号線他1路線）（準生活関連経路）

